

青森県報

第二千七百七十七号

平成十九年
五月九日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正…………… (人事課) …… 一

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…………… (人事課) …… 一

軽油引取税に係る特約業者の指定…………… (税務課) …… 二

保安林の指定施業要件の変更…………… (林政課) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

一般公共海岸区域のうち、漁港管理者が管理する区域…………… (漁港漁場整備課) …… 四

青森県立郷土館特別展「北東北三県共同展「北東北自然史博物館」の観覧に係る徴収事務の委託…………… (教育庁文化財保護課) …… 四

電子計算機等の賃貸借に係る一般競争入札…………… (情システム課) …… 四

公安委員会…………… (公安委員会) …… 四

技能検定員等の審査の実施…………… (運転免許課) …… 六

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二二、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二二、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

附則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、北海道知事、三重県知事、大阪府知事、山口県知事及び福岡県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定期月日
茂田石油ガス株式会社	茂田 榮和	北海道旭川市住吉四条二丁目八の二三	平成一九・二・二六
株式会社オイルサーピス	陣上 雅人	北海道室蘭市仲町二二	一九・二・一
中部トランスワーク株式会社	伊藤 康彦	三重県三重郡川越町当新田六一一	一六・九・一
ナカイ石油商事株式会社	仲井 敏博	三重県四日市市京町四の八	一七・一・一
株式会社富士エネツク	高島 信幸	大阪府大阪市大正区南恩加島五の八の五四	一九・一・一
コーウン産業株式会社	佐伯 哲治	山口県周南市小川屋町一の五	一九・二・一
株式会社柴尾産業	柴尾 典子	福岡県大牟田市天道町一三八	一九・一・一

青森県告示第三百九十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、岩手県知事、栃木県知事、静岡県知事、滋賀県知事、大阪府知事、奈良県知事、広島県知事及び沖縄県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社北都菱雄	斉藤 進	北海道士別市大通東一丁目一六・一六の四	平成 一六・三・三
株式会社金井商会	金井 関一	北海道釧路市入舟六丁目三の二	一六・三・三
株式会社北光石油	小見山 和子	北海道釧路市新野三五の一	一六・三・三
協和石油株式会社	兼田 忠興	岩手県久慈市湊町一五の三二の二	一六・三・三
株式会社イーヤマ	飯山 一郎	栃木県真岡市並木町三丁目一の二	一六・三・一
有限会社榊原石油	榊原 義明	静岡県沼津市東椎路七〇九の三	一六・三・三
長川石油株式会社	長川 智	静岡県三島市青木七二の二	一六・三・三
近江石油株式会社	佐伯 隆之	滋賀県東近江市五個荘石塚町七三の一	一六・三・三
大東石油株式会社	中部 由郎	大阪府大阪市住之江区南加賀屋三丁目五の九	一六・二・三〇
大國石油株式会社	大國 和夫	奈良県天理市榎本町三五六四の一	一六・二・一
大光石油株式会社	大橋 敏宏	広島県呉市音戸町北隠渡二の二の九	一六・一・三
有限会社信栄石油	比嘉 定佑	沖縄県中頭郡中城村北上原四二八	"

青森県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - （一）次（次）の図に示す部分に限る。
 - （二）次（次）の図に示す部分に限る。
 - 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - （一）立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 青森県告示第三百九十四号
- 平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - むつ市川内町松川稲沢三〇の二五、三〇の二二、三〇の四三
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

沿 岸 の 名 称		指 定 区 域
沿岸名	漁港名	
津軽	小泊漁港	一般公共海岸区域のうち、小泊漁港区域(水域)の背後の地区
	小泊権現崎	一般公共海岸区域のうち、小泊漁港区域(水域)の背後の地区
	小泊南小泊山	一般公共海岸区域のうち、小泊漁港区域(水域)の背後の地区
津軽	竜飛漁港	一般公共海岸区域のうち、竜飛漁港区域(水域)の背後の地区
	三厩	一般公共海岸区域のうち、竜飛漁港区域(水域)の背後の地区
陸奥湾	脇野沢漁港	一般公共海岸区域のうち、脇野沢漁港区域(水域)の背後の地区
	脇野沢新井田	一般公共海岸区域のうち、脇野沢漁港区域(水域)の背後の地区
戸下北八	牛滝漁港	一般公共海岸区域のうち、牛滝漁港区域(水域)の背後の地区
	長後	一般公共海岸区域のうち、牛滝漁港区域(水域)の背後の地区

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年五月九日

青森県告示第百九十五号

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三十七条の三第二項の規定に基づき、漁港区域に接する一般公共海岸区域のうち、漁港管理者である青森県の知事が管理することが適当であると認め、青森県の知事と協議して次の区域を定めたので、同条第四項の規定により公示する。

戸下北八	矢越漁港	佐井	矢越	一般公共海岸区域のうち、矢越漁港区域(水域)の背後の地区
------	------	----	----	------------------------------

青森県告示第百九十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、株式会社サークルKサンクスに対し、平成十九年五月九日から同年六月九日までの間における青森県立郷土館特別展「北東北三県共同展「北東北自然史博物館」の観覧に係る使用料のうち同展の初日以前に納付する場合は使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

電子計算機等の賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等 一式

二 賃貸借期間

平成二十年二月一日から平成二十五年一月三十一日(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 過去三年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と内容をほぼ同じくする契約実績がある者であること。

5 納入する機器等について、県が使用するソフトウェアの動作や制御の保証及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成十九年六月五日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成十九年六月一九日 午後三時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

警察本部庁舎五階 情報システム課システム設計室

平成十九年六月二十一日 午後四時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者である

かを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成十九年度の契約金額とする。ただし、平成二十年度から平成二十三年年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成二十四年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

3:00 p.m. June 19, 2007

3 Contact point for the notice:

System Management Section
Information Systems Division
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9160

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十七号

平成十九年度技能検定員等の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二十条及び第十條第二項の規定により告示する。

平成十九年五月九日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 審査の種類、日時、場所及び項目

審査の種類	審査日時	審査場所	審査項目
教習指導員（大型） （中型） （牽引） 技能検定員（大型） （中型） （牽引）	一 平成十九年六月十一日から六月十五日の午前八時三十分から午後五時三十分まで 二 平成十九年六月二十五日から六月三十日の午前八時三十分から午後五時三十分まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する知識・技能 技能検定に関する知識・技能
教習指導員（普自） 技能検定員（普自）	平成十九年六月二十五日から六月二十九日の午前八時三十分から午後五時三十分まで	右 同	教習に関する知識・技能 技能検定に関する知識・技能
教習指導員（普通）	平成十九年七月二日から七月六日の午前八時三十分から午後五時三十分まで	右 同	教習に関する知識・技能

<p>技能検定員 (普通型) (大型型) (種) (種)</p>	<p>教習指導員 (普通型) (大型型) (種) (種)</p>	<p>技能検定員 (大自二)</p>	<p>技能検定員 (普通)</p>
<p>二 八月二十七日から 二 五十分前午後三時 の同月六日午後三時 一 七月二日から 七 平成十九年七月十日</p>	<p>三 三月二十一日午後五時 三 平成二十年三月二十三日午後五時 二 八月三十一日午後五時 二 平成十九年八月三十一日午後五時 一 七月二十五日午後三時 一 平成十九年七月二十五日午後三時</p>	<p>二 九月二十五日午後五時 二 平成十九年九月二十五日午後五時 一 八月二十五日午後三時 一 平成十九年八月二十五日午後三時 一 七月二十五日午後三時 一 平成十九年七月二十五日午後三時</p>	<p>二 七月十日午後八時 二 平成十九年七月十日午後八時 一 八月十日午後五時 一 平成十九年八月十日午後五時 一 七月十日午後三時 一 平成十九年七月十日午後三時</p>
<p>能す技能検定に 能す知識・技能に 能す知識・技能に</p>	<p>知識・技能 知識・技能 知識・技能</p>	<p>能す技能検定に 能す知識・技能に 能す知識・技能に</p>	<p>能す技能検定に 能す知識・技能に 能す知識・技能に</p>

一日までの午後八時三十分から午後五時まで

(注) 自衛隊教習所にあつては、種類欄の(大型)と(普通)を読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

(一) 各審査日の一か月前から審査当日まで

(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚をちよう付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ該当各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

三 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

四 その他

1 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八一 〇〇七)に問い合わせること。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番 七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------